

議案第 1 1 3 号

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 9 月 27 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（延滞金の割合の特例）

- 3 当分の間、第 11 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合）とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。